

長浜市告示第141号

長浜市デマンド型乗合タクシー運行要綱（平成19年長浜市告示第245号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

長浜市長 浅見 宣義

第6条を次のように改める。

（運行時間帯及び運行時刻）

第6条 デマンドタクシーの運行時間帯は、次の表のとおりとし、運行時刻は、毎時00分及び30分とする。ただし、前条第4号の運行区域に係る運行時刻は、別に定めるものとする。

運行日	運行時間帯
平日	午前7時から午後7時30分発まで
長浜市の休日を定める条例（平成18年長浜市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日	午前7時から午後6時30分発まで

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する運行時間帯を変更することができるものとする。

第8条第1項中「代金を」の次に「現金で」を加える。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。